

# 財団法人ちば国際コンベンションビューロー広告掲載方針

## (目的)

**第1条** この方針は、財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「財団」という。）が管理し、又は運営する刊行物、ホームページその他の媒体で、広告を掲載することが可能なもの（以下「広告媒体」という。）への民間企業等の広告の掲載に関し必要な事項を定めることにより、広告媒体の有効な活用を促進し、もって財団の新たな財源を確保することを目的とする。

## (広告全般に関する基本的な考え方)

**第2条** 財団の広告媒体に掲載する広告は、財団の賛助会員及び財団が支援する会議等の関係者が活用しやすいものとしなければならない。

**2** 財団の寄附行為に掲げる目的に資する広告については、優先的に選定する等の配慮をすることができる。

## (広告の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載することができない。ただし、前条の規定に適合する場合において、特に掲載することが必要であると認められたときは、この限りでない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載することが不適切であると認められるもの

**2** 前項各号に掲げる広告の範囲に関する具体的な基準は、第6条第1項に規定する広告委員会で別に定める。

## (業種及び事業者の範囲)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載することができない。ただし、第2条の規定に適合する場合において、特に掲載することが必要であると認められたときは、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定する営業を営む事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しを営む事業者
- (3) 社会問題を起こしていること等により社会的な信用を失墜している業種又は事業者
- (4) 債権取立て、示談引受け等を謳っているもの
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (6) 掲載された広告の内容に関する第三者からの苦情又は損害賠償請求に対して、一切の責めを負うことその他財団が提示した条件を承諾しない事業者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載することが不適切であると認められる業種又は事業者

### **(掲載の取消し)**

**第5条** 広告媒体に掲載した広告が第3条又は前条の規定に反すると認められた場合は、掲載を取り消すことができる。ただし、ホームページのバナーとして掲載された場合その他事務処理上容易に掲載を取り消すことができる場合に限る。

2 前項の規定により掲載を取り消された広告主に対しては、当該掲載に係る広告料金は返納しない。

### **(広告委員会の設置等)**

**第6条** 広告に関する重要な事項を審議するため、広告委員会を置く。

2 広告委員会の委員は、事務局長、部長、センター長及び課長の職にある者とする。

3 広告委員会の委員長は事務局長をもって充て、広告委員会の副委員長は総務企画課長をもって充てる。

4 委員長が欠け、又は委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

### **(広告委員会の会議)**

**第7条** 委員長は、広告の範囲、業種及び事業者の範囲、募集方法、契約方法、料金設定等に関し重要な事項を審議する必要があると認めた場合は、広告委員会を招集するものとする。

2 広告委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 広告委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 広告委員会は、必要に応じ、関係職員に必要な資料を提出させ、又は広告委員会に出席して説明することを求めることができる。

6 広告委員会の運営に関する庶務は、広報課が担当する。

7 前各項に掲げるもののほか、広告委員会の運営に関し必要な事項は、広告委員会が別に定める。

### **(広告媒体ごとの基準等)**

**第8条** この方針に定めるもののほか、広告内容、デザイン、募集方法、契約方法、料金設定その他の広告媒体ごとの基準等は、それぞれ当該広告媒体を所管する部署において別に定めるものとする。

#### **附 則 (平成19年12月20日策定)**

この方針は、平成19年12月20日から施行する。

#### **附 則 (平成20年4月1日改正)**

この方針は、平成20年4月1日から施行する。